

星槎道都大学 学則

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的 お よ び 使 命

(目的および使命)

第 1 条 本学は建学の精神と教育の理念に基づき、広い分野の総合的な知識と深く専門の理論および応用を教授研究し、豊かな教養と専門知識および技術を身につけた課題探究能力および創造力に富んだ有為な人材を育成することを目的とし、もって文化の創造発展と共生社会の実現に貢献することを使命とする。

(自己点検・評価)

第 2 条 本学はその教育研究の向上を図り、前条の目的および使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。

2. 前項の点検および評価に関する事項は別に定める。

第 2 節 組 織

(学部、学科および収容定員、教育研究上の目的)

第 3 条 本学に次の学部を置く。

社会福祉学部

美術学部

経営学部

2. 前項の学部に置く学科および収容定員は次のとおりとする。

社会福祉学部	社会福祉学科	入学定員	40人	収容定員	160人
--------	--------	------	-----	------	------

美術学部	デザイン学科	入学定員	50人	収容定員	200人
------	--------	------	-----	------	------

	建築学科	入学定員	50人	収容定員	200人
--	------	------	-----	------	------

経営学部	経営学科	入学定員	120人	収容定員	480人
------	------	------	------	------	------

3. 学部、学科の教育研究上の目的については別表4のとおりとする。

(附属図書館)

第 4 条 本学に附属図書館を置く。図書館の運営については別に定める。

(附属機関)

第 5 条 本学に次の附属機関を置く。附属機関の運営については別に定める。

(1) 地域連携推進センター

(2) 教職センター

(3) ウェルビーイング研究センター

第 3 節 教 職 員 組 織

(教職員)

第 6 条 本学に学長、学部長、図書館長、教授、准教授、講師、助教又は助手、事務局長、

事務職員等の教職員を置く。また、必要に応じて副学長、客員教授等を置くことができる。

第 4 節 教 授 会

(教授会)

第 7 条 本学に全学教授会および学部教授会を置く。

2. 前項の教授会の組織、審議事項および議事に関しては、別に教授会規程の定めるところによる。

第 5 節 学 年、学 期 お よ び 休 業 日

(学年)

第 8 条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、後期入学の場合は9月21日に始まり翌年9月20日に終わる。

(学期)

第 9 条 1年間の学期は次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月20日まで

後 期 9月21日から翌年3月31日まで

2. 必要がある場合学長は、前項の各学期の期日を臨時に変更することができる。

3. 必要がある場合学長は、前々項の各学期を分割して四学期制に変更することができる。

(休業)

第10条 休業日を次のとおり定める。

(1) 国民の祝日に関する法律に定める休日、日曜日

(2) 本学の創立記念日 12月15日

(3) 春季休業 3月15日より3月31日まで

(4) 夏季休業 8月10日より9月20日まで

(5) 冬季休業 12月20日より翌年1月10日まで

2. 必要がある場合学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3. 第1項に定めるもののほか学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 2 章 学 部 通 則

第 1 節 修 業 年 限 お よ び 在 学 年 限

(修業年限および在学年限)

第11条 本学の修業年限を4年とする。

2. 在学期間は8年を越えることができない。更に、第18条第1項の規定により入学した学生は、同第18条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を越えて在学することができない。

第 2 節 入 学

(入学時期)

第12条 入学時期は毎学期の始めとする。

(入学資格)

第13条 本学に入学できる者は、次の各号の一つに該当し、別に定める入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校卒業者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の該当課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文科省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (7) その他、本学において個別の入学資格審査により、第1号および第2号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学志願者の提出書類)

第14条 入学志願者は第44条に定める入学検定料を添えて本学所定の次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 出身学校長記載の調査書
- (3) 卒業または卒業見込に関する当該学校長の証明書
- (4) その他本学が指定する書類

(入学試験)

第15条 入学志願者については別に定めるところにより選考を行なう。

(入学手続)

第16条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書および住民票その他別に定める必要な書類を提出するとともに、第44条に定める入学金を納付しなければならない。

2. 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第17条 保証人は独立の生計を営み確実に保証の責を履行できる成年者でなければならない。

2. 保証人が死亡し、または前項の資格を失ったときは、遅滞なく、新たに保証人をたて誓約書を提出しなければならない。

(編入学、転入学および再入学)

第18条 本学への編入学、転入学および再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に編入学、転入学および再入学を許可することがある。編入学、転入学および再入学の取扱については別に定める。

2. 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取扱い並びに

在学すべき年数については、学長が決定する。

第 3 節 教育課程 および 履修方法等

(授業科目)

第19条 授業科目を分けて、共通教育科目および専門科目とする。

(教育課程)

第20条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分けこれを各学期に配当して編成するものとする。

(授業科目および単位数)

第21条 授業科目および単位数、必修選択の区別は、別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第21条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2. 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3. 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4. 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位数の計算基準)

第22条 授業科目の単位計算基準については、大学設置基準によって次のとおり定める。

(1) 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第21条の2に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

(2) 芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とするものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(授業期間)

第23条 一年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2. 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(試験)

第24条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(試験の成績)

第25条 授業科目の試験の成績は、S（秀）、A（優）、B（良）、C（可）およびF（不可）の5段階をもって表示し、S、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第26条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合および外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3. 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)および前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(履修方法)

第28条 授業科目の履修方法については、別表1-2の定めるところによる。

2. 教育職員免許状を取得しようとする者は、前項に定めるものの他、教育職員免許法および同施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3. 前項により取得しうる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(免許状の種類)
社会福祉学部	社会福祉学科	中学校教諭一種免許状 社会 高等学校教諭一種免許状 地理歴史 高等学校教諭一種免許状 公民 特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)

美術学部	デザイン学科	中学校教諭一種免許状	美術
		高等学校教諭一種免許状	美術
		高等学校教諭一種免許状	工芸
経営学部	建築学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	経営学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	商業
		高等学校教諭一種免許状	保健体育

4. 本学社会福祉学部社会福祉学科において社会福祉士の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に定める授業科目を修得しなければならない。その他履修方法等については別に定める。
5. 本学社会福祉学部社会福祉学科において精神保健福祉士の受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士法施行規則に定める授業科目を修得しなければならない。その他履修方法等については別に定める。
6. 本学社会福祉学部社会福祉学科において保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則に定める授業科目および単位数を修得しなければならない。その他履修方法等については別に定める。
7. 教育上有益と認めるときは、学生に他学部・他学科の授業科目を履修させることができる。その他履修方法等については別に定める。
8. 本学経営学部経営学科においてスポーツ・保健に関する企画運営力を持った人材を養成するため、スポーツマネジメントコースを置く。スポーツマネジメントコースは、別表1の(5)に定める専門科目の基幹科目のうち、「スポーツマネジメント論」、「スポーツ経営管理論」、「スポーツ社会学」、「スポーツ文化論」、「スポーツビジネス論」の5科目を必ず修得しなければならない。

(履修届)

第29条 学生は、その年次に定められた授業科目中の必修科目とともに履修しようとする授業科目を選択し、所定の期日までに履修届を学部長に提出しなければならない。

第 4 節 休学・復学・転学・留学・退学・除籍

(休学)

- 第30条 病気その他のやむを得ない理由で三ヶ月以上就学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。
2. 前項の休学期間は在学期間に算入しない。
 3. 休学期間は、1年以内とする。但し、特別の理由のある場合はさらに1年を越えない範囲内の休学期間の延長を認めることができる。
 4. 休学期間は、引き続いて2年を越える事ができないものとし、通算して4年を越えないものとする。

(復学)

第31条 休学期間中に休学の理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第32条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第33条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2. 前項の許可を得て留学をした期間は、第11条に定める在学期間に含めることができる。

3. 第26条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第35条 次の各号の一つに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第11条第2項に規定する在学年限を越えた者

(2) 死亡または長期行方不明の者

(3) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められた者

(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(5) 第30条第4項に定める休学期間を越えて、なお就学できない者

第 5 節 卒業 お よ び 学 士 号

(卒業)

第36条 本学が定める所定の卒業要件を満たした者は学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位)

第37条 前条の定めるところにより卒業を認定した者に、学長は、学士の学位を授与する。学位に関する規程は、別にこれを定める。

第 6 節 賞 罰

(表彰)

第38条 学業成績が優秀、又は品行方正で他の模範となる学生に対しては学長がこれを表彰することがある。

(処分)

第39条 本学の規則に反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2. 懲戒は退学・停学・訓告とする。

3. 退学は次の各号の一つに該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当理由がなくて出席常でない者

(4) 本大学の秩序を乱し、その他学生として本分に著しく反した者

(賠償の責任)

第40条 本学備え付けの標本、機械、器具等を故意に破損した学生には、それ相当の賠償をさせ、事情によって処罰することがある。

第 7 節 科目等履修生、委託生、研究生、外国人留学生および長期履修学生

(科目等履修生、委託生、研究生、特別科目等履修生および長期履修学生)

第41条 本学に科目等履修生および公共団体その他の機関からの委託生として設置科目の履修の願出があった場合、また、研究生として本学教員の指導を受け特定事項について研究したいとの願出があった場合には、学長がこれを許可することができる。

2. 科目等履修生、委託生および研究生の検定料、入学金および科目等履修料等は、別表2のとおりとする。

3. 他の大学又は短期大学（外国の大学等を含む。）の学生で、大学間等の協定に基づき、特別科目等履修生として本学の授業科目を履修し、その単位を修得しようとする希望する者があるときは、学長がこれを許可することができる。

4. 特別科目等履修生に係る授業料等については、本学と協定大学等との協議により定める。

5. 本学が行う入学試験に合格した者で、職業を有している等の事情により、修業年限および在学年数を超える一定期間で計画的に本学の教育課程の履修を希望する者があるときは、本学の教育活動に支障がない場合に限り、審査の上、学長が長期履修学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第42条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2. 前項の外国人留学生に対しては、第21条に掲げるもののほか、日本語科目および日本事情に関する科目を置くことができる。

(科目等履修生、委託生、研究生、特別科目等履修生、外国人留学生および長期履修学生の取扱)

第43条 科目等履修生、委託生、研究生、特別科目等履修生、外国人留学生および長期履修学生に関する規則は別に定める。

第 8 節 入学検定料、入学金および授業料

(入学検定料、入学金および授業料)

第44条 入学検定料、入学金、授業料は別表3のとおりとする。但し、物価の変動その他情勢の変化により変更することがある。

(授業料の納期)

第45条 在学中の授業料の納期は次のとおりとする。

前 期 4月1日

後 期 9月1日

但し、新たに入学を許可された者は、指定の期日までに授業料を納入しなければならない。

2. 正当な理由により、前項の納期までに授業料の納入ができない者は所定の願出により延納を許可することがある。

(中途復学、入学の授業料)

第46条 前期又は後期中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した学期から当該学期末までの授業料を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(中途卒業の授業料)

第47条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの学期までの授業料を納付するも

のとする。

（退学、除籍および停学の授業料の取扱い）

第48条 前期又は後期中途中で退学し又は除籍された者の当該学期分の授業料は徴収する。但し、第35条第4号の規定により除籍された者の授業料の未納分は徴収しない。

2. 停学期間中の授業料は徴収する。

（休学の授業料の取扱い）

第49条 休学を許可され又は命ぜられた者については、在学しなかった学期の授業料を免除する。但し、別表3に定める休学在籍料を徴収する。

（納入金の不還付）

第50条 納入した入学検定料、入学金、授業料及び休学在籍料は還付しない。

第 9 節 公 開 講 座

（公開講座）

第51条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 10 節 履 修 証 明 制 度

（履修証明プログラム）

第52条 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2. 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

3. 履修証明プログラム履修生の検定料等納付金は、別に定める。

第 11 節 通 信 教 育

（通信教育）

第53条 本学、学生等の新たな教育機会の提供、現に社会福祉関係の職務に従事している者の再教育を行うため、通信教育等を開設することができる。

2. 通信教育等に関し必要な事項は、別に定める。

3. 通信教育等履修生の検定料等納付金は、別に定める。

第 12 節 留 学 生 別 科

（留学生別科）

第54条 本学に留学生別科を置く。

2. 留学生別科に日本語専攻を置き、定員を30名とする。

3. 留学生別科に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 本学則は昭和53年4月1日から実施する。

2. この学則の改訂は昭和54年4月1日より施行する。
3. この学則の改訂は昭和56年4月1日より施行する。
4. この学則の改訂は昭和57年4月1日より施行する。
5. この学則の改訂は昭和58年4月1日より施行する。
6. この学則の改訂は昭和59年4月1日より施行する。
7. この学則の改訂は昭和60年4月1日より施行する。
8. この学則の改訂は昭和61年4月1日より施行する。
9. この学則の改訂は昭和62年4月1日より施行する。
10. この学則の改訂は昭和63年4月1日より施行する。
11. この学則の改訂は平成元年4月1日より施行する。但し、第38条に定める入学金については、平成2年度新入学生から適用し、施設費については平成元年度新入学生から適用する。尚、昭和61年度以前に入学した学生に係る授業料、実習および文献費については、従前の規定どおりとし、維持費、大学諸費については従前の規定に定めた金額にそれぞれ100分の3を加算した金額とする。
12. この学則の改訂は平成2年4月1日より施行する。
13. この学則の改訂は平成3年4月1日より施行する。但し、第27条に定める教育職員免許状の高等学校教諭一種免許状地理歴史、同公民に係る事項については、平成2年度入学生から適用とし、第43条に定める入学検定料、授業料その他学費については、平成3年度入学生から適用とし、既在学生については従前の規定による。
14. この学則の改訂は平成4年4月1日より施行する。但し、第36条に定める学位授与に関する規定は平成4年3月1日より施行することとし、第27条第6項に定める保母の資格取得に必要な専門科目並びに第43条に定める入学検定料、入学時納入金、授業料その他学費については、平成4年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとするが、第43条に係るその他学費のうち、維持費、大学諸費については、従前の額の103分の3を減じた額とする。
15. この学則の改訂は平成5年4月1日より施行する。但し、第43条に定める入学検定料、授業料、その他学費については、平成6年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
16. この学則の改訂は平成7年4月1日より施行する。但し、第43条に定める入学時納入金、授業料、その他学費については、平成7年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
17. この学則の改訂は平成8年4月1日より施行する。但し、第15条に定める入学手続、第43条に定める入学金、授業料、その他学費並びに第49条に定める納入金の不還付については平成8年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
18. この学則の改訂は平成9年4月1日より施行する。但し、第29条および第48条に定める休学中の学生の授業料、その他学費の取扱いについては平成9年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
19. この学則の改訂は平成10年4月1日より施行する。但し、第43条に定める但し書きおよび入学検定料、入学金、授業料、その他学費については、平成10年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
20. この学則の改訂は平成11年4月1日より施行する。但し、第43条に定める入学検定料、入学金、授業料、その他学費については、平成10年度入学生からの適用とし、平成9年度以前に入学した学生については従前の規定による。
21. この学則の改訂は平成12年4月1日より施行する。但し、第21条別表1に定める授業科目については、平成12年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。又、第44条に定める入学検定料、入学金、授業料その他学費については、平成10年

度入学生からの適用とし、平成9年度以前に入学した学生については従前の規定による。

22. この学則の改訂は平成13年4月1日より施行する。但し、第3条第2項に定める経営学部経営学科の収容定員は平成13年度150人、平成14年度300人、平成15年度450人、美術学部デザイン学科の収容定員は、平成13年度260人、平成14年度320人、平成15年度380人、美術学部建築学科の収容定員は平成13年度240人、平成14年度280人、平成15年度320人とする。又、別表1に定める授業科目については、平成13年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。別表3に定める社会福祉学部並びに美術学部の入学検定料、入学金、授業料その他学費については、平成10年度入学生からの適用とし、平成9年度以前に入学した学生については従前の規定による。
23. この学則の改訂は平成14年4月1日より施行する。但し、別表1に定める社会福祉学部の授業科目については、平成14年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。又、別表3に定める入学検定料、入学金、授業料その他学費については、平成10年度入学生からの適用とし、平成9年度以前に入学した学生については従前の規定による。
24. この学則の改訂は平成16年4月1日より施行する。但し、第16条、第30条第1項、第49条および別表3に定める入学検定料、入学金、授業料その他学費については、平成16年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
25. この学則の改訂は平成17年4月1日より施行する。但し、第3条第2項に定める社会福祉学部社会福祉学科並びに経営学部経営学科の収容定員は平成17年度630人、平成18年度660人、平成19年度690人、美術学部デザイン学科の収容定員は平成17年度400人、平成18年度360人、平成19年度320人、美術学部建築学科の収容定員は平成17年度340人、平成18年度320人、平成19年度300人とする。又、別表1に定める授業科目については、平成17年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。別表3に定める入学検定料、入学金、授業料その他学費については、平成17年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
26. この学則の改訂は平成18年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目並びに別表3に定める授業料その他学費については、平成18年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
27. この学則の改訂は平成19年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目については、平成19年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
28. この学則の改訂は平成20年4月1日より施行する。但し、第3条第2項に定める社会福祉学部社会福祉学科並びに経営学部経営学科の収容定員は平成20年度660人、平成21年度600人、平成22年度540人、美術学部デザイン学科および建築学科の収容定員は平成20年度250人、平成21年度220人、平成22年度190人とする。又、別表1に定める授業科目については、平成20年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
29. この学則の改訂は平成21年4月1日より施行する。但し、第25条、第36条および別表1に定める授業科目については、平成21年度入学生からの適用（別表1の（2）の1の社会福祉学部社会福祉学科専門科目のうち、「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目」の該当科目については、平成21年度および平成22年度編入学生にも適用する。）とし、既在学生については従前の規定によることとする。
30. この学則の改訂は平成22年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目については、平成22年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。なお、別表1の（2）の1に定める授業科目については、平成21年度入学生にも適用することとする。
31. この学則の改訂は平成23年4月1日より施行する。但し、第28条第3項および別表1に定める授業科目については、平成23年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規

定によることとする。

32. この学則の改訂は平成24年4月1日より施行する。但し、第3条第2項に定める社会福祉学部社会福祉学科の収容定員は平成24年度420人、平成25年度360人、平成26年度300人とする。又、第19条および別表1に定める授業科目、第28条に定める履修方法、第49条に定める休学の授業料その他学費の取扱い、別表3に定める入学検定料、入学金、授業料その他学費については、平成24年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
33. この学則の改訂は平成25年4月1日より施行する。但し、第28条および別表1-2に定める授業科目の履修方法、第26条に定める他大学等との単位互換並びに第27条に定める入学前の既修得単位の単位認定については、平成25年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
34. この学則の改訂は平成26年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目および別表1-2に定める授業科目の履修方法については、平成26年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
35. この学則の改訂は平成27年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目および別表1-2に定める授業科目の履修方法については、平成27年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
36. この学則の改訂は平成28年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目および別表1-2に定める授業科目の履修方法については、平成28年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
37. この学則の改訂は平成29年4月1日より施行する。但し、第28条および別表1-2に定める授業科目の履修方法、別表1に定める授業科目並びに別表3に定める入学検定料、授業料その他学費については、平成29年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
38. この学則の改訂は平成30年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目については、平成30年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。なお、別表1の(1)共通教育科目に新設する外国人留学生対象の授業科目については、既在学生にも適用することとする。
39. この学則の改訂は平成31年4月1日より施行する。但し、第28条第3項および別表1に定める授業科目については、平成31年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。なお、別表1の(1)共通教育科目に新設する外国語科目については、既在学生にも適用することとする。
40. この学則の改訂は令和2年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目については、令和2年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
41. この学則の改訂は令和3年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目、別表1-2に定める授業科目の履修方法、及び別表3に定める入学検定料、入学金、授業料、その他学費、休学在籍料については、令和3年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。なお、別表1の(5)経営学部(経営学科)専門科目に新設する「スポーツ経営管理論」、「スポーツビジネス論」、「スポーツ文化論」及び名称変更する「アグリビジネス論」の4科目、並びに別表1の(6)経営学部(経営学科スポーツマネジメントコース)専門科目に新設する「国際法」、「まちづくり論」の2科目については、既在学生にも適用することとする。
42. この学則の改訂は令和4年4月1日より施行する。但し、第35条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、別表1に定める授業科目、別表1-2に定める授業科目の履修方法及び別表3の授業料、その他学費に係る変更については、令和4年度入学者からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。

43. この学則の改訂は令和5年4月1日より施行する。但し、第28条第8項の履修方法、別表1に定める授業科目、別表1-2に定める授業科目の履修方法については、令和5年度入学者からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。なお、別表1の(2)社会福祉学部(社会福祉学科)専門科目の自由科目、(3)美術学部(デザイン学科)専門科目の自由科目、(4)美術学部(建築学科)専門科目の自由科目及び(5)経営学部(経営学科)専門科目の自由科目に係る変更については、令和4年度入学生から適用することとする。
44. この学則の改訂は令和6年4月1日より施行する。但し、第28条第8項の履修方法、別表1に定める授業科目、別表1-2に定める授業科目の履修方法については、令和6年度入学者からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
45. この学則の改訂は令和7年4月1日より施行する。但し、第3条第2項に定める社会福祉学部社会福祉学科の収容定員は令和7年度220人、令和8年度200人、令和9年度180人、美術学部デザイン学科および建築学科の収容定員は令和7年度170人、令和8年度180人、令和9年度190人とする。また、別表3に定める入学金及び授業料については、令和7年度入学者からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。

学 則 別 表 1

<授業科目および単位数>

(1) 共通教育科目（社会福祉学部、美術学部、経営学部）

単位○印は必修科目

科目区分		授 業 科 目	単位
修学基礎 教育科目	修学基礎	スタートアップ演習	①
		基礎ゼミナールⅠA	①
		基礎ゼミナールⅠB	①
		基礎ゼミナールⅡA	①
		基礎ゼミナールⅡB	①
		修学基礎特講Ⅰ	1
		修学基礎特講Ⅱ	1
	キャリア支援	キャリア支援演習Ⅰ	①
		キャリア支援演習Ⅱ	①
		キャリア支援演習Ⅲ	①
		キャリアデザイン	①
		生涯学習概論	2
	健康とスポーツ	スポーツ総合	①
		健康科学	②
外国語基礎 教育科目	英語	基礎英語Ⅰ	①
		基礎英語Ⅱ	①
		英語入門Ⅰ	1
		英語入門Ⅱ	1
		外国語コミュニケーション	2
	その他言語	ドイツ語入門Ⅰ	1
		ドイツ語入門Ⅱ	1
		中国語入門Ⅰ	1
		中国語入門Ⅱ	1
		日本語Ⅰ ※外国人留学生対象科目	1
		日本語Ⅱ ※外国人留学生対象科目	1
		日本語Ⅲ ※外国人留学生対象科目	1
		日本語Ⅳ ※外国人留学生対象科目	1
情報・数理 基礎教育科目	情報リテラシー	情報基礎演習Ⅰ	①
		情報基礎演習Ⅱ	①
		データサイエンス基礎	②
		データサイエンス・プログラム	2
	数理基礎	数学入門	2
		統計学入門	2
		基礎統計演習	2
サブメジャー科目		ボールパークプログラム	2
		地域共生学科別プログラム	1
		みらい創造プログラム	1
		防災・治水プログラム	1
		イラスト・マンガプログラム	1
		インターンシップ・キャリアプロプログラムⅠ	1
		インターンシップ・キャリアプロプログラムⅡ	1
		インターンシップ・キャリアプロプログラムⅢ	1
		インターンシップ・キャリアプロプログラムⅣ	1
		海外短期留学プログラム	2
		海外研修プログラム	1
		グローバル英語プログラム	4
		介護職員初任者研修プログラム	4
		公務員試験対策プログラム	2
		教員採用試験対策プログラム	4
		宅地建物取引士試験対策プログラム	2
		上級日本語プログラム ※外国人留学生対象科目	4

(2) 社会福祉学部(社会福祉学科)専門科目

単位○印は必修科目

科目 区分	授 業 科 目	単位	科目 区分	授 業 科 目	単位
基礎 科目 Ⅰ	ソーシャルワークの基盤と専門職	②	展 開 科 目	スクールソーシャルワーク論	2
	社会福祉の原理と政策Ⅰ	②		スクールソーシャルワーク演習	1
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	②		スクールソーシャルワーク実習指導	1
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	②		スクールソーシャルワーク実習	2
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	②		社会心理学	2
基礎 科目 Ⅱ	ソーシャルワーク演習	①		コミュニティ心理学	2
	哲学	2		ビジネス心理学	2
	心理学	2		カウンセリング論	2
	日本史	2		教育行政学	2
	外国史	2		教育心理学	2
	法学	2		教育相談(カウンセリングを含む。)	2
	日本国憲法	2		発達心理学Ⅰ	2
	経済学	2		発達心理学Ⅱ	2
	社会学	2		保育原理	2
	政治学	2		教育原理	2
	環境学	2		子ども家庭支援論	2
基 幹 科 目	日本事情 ※外国人留学生対象科目	2		社会的養護Ⅰ	2
	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	2		保育者論	2
	社会保障Ⅰ	2		子どもの理解と援助	1
	社会保障Ⅱ	2		子どもの保健	2
	社会学と社会システム	2		子どもの食と栄養	2
	心理学と心理的支援	2		保育の計画と評価	2
	児童・家庭福祉	2		保育内容総論	1
	医学概論	2		保育内容演習Ⅰ(健康)	1
	高齢者福祉	2		保育内容演習Ⅱ(人間関係)	1
	障害者福祉	2		保育内容演習Ⅲ(環境)	1
	権利擁護を支える法制度	2		保育内容演習Ⅳ(言葉)	1
	貧困に対する支援	2		保育内容演習Ⅴ(表現)	1
	保健医療と福祉	2		身体表現	1
	社会福祉調査の基礎	2		音楽表現Ⅰ	1
	福祉サービスの組織と経営	2		音楽表現Ⅱ	1
	刑事司法と福祉	2		造形表現Ⅰ	1
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	2		造形表現Ⅱ	1
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ	2		言語表現	1
	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2		乳児保育Ⅰ	2
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2		乳児保育Ⅱ	1
展 開 科 目	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	2		子どもの健康と安全	1
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	1		障害児保育Ⅰ	2
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	1		障害児保育Ⅱ	2
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2		社会的養護Ⅱ	1
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2		子育て支援	1
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	2		保育実習指導Ⅰ	2
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	6		保育実習指導Ⅱ	1
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	2		保育実習指導Ⅲ	1
	精神医学と精神医療Ⅰ	2		保育実習Ⅰ	4
	精神医学と精神医療Ⅱ	2		保育実習Ⅱ	2
	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2		保育実習Ⅲ	2
	現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2		保育実践演習	2
	精神保健福祉の原理Ⅰ	2		特別支援教育総論	2
	精神保健福祉の原理Ⅱ	2		知的障害者の心理・生理・病理	2
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅲ	2		肢体不自由者の心理・生理・病理	2
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅳ	2		病弱者の心理・生理・病理	2
	精神障害リハビリテーション論	2		知的障害教育Ⅰ	2
	精神保健福祉制度論	2		知的障害教育Ⅱ	2
	精神保健福祉援助演習Ⅰ	1		肢体不自由教育Ⅰ	2
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	1		肢体不自由教育Ⅱ	2
	精神保健福祉援助演習Ⅲ	1		病弱教育	2
	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	2		視覚障害教育総論	2
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	2		聴覚障害教育総論	2
	精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	2		発達障害等教育総論	2
	精神保健福祉援助実習Ⅰ	2		特別支援教育実習	2
	精神保健福祉援助実習Ⅱ	2		特別支援教育実習(事前指導)	1
	精神保健福祉援助実習Ⅲ	3		特別支援教育実習(事後指導)	1
				社会福祉事業史	2

単位○印は必修科目

科目 区分	授 業 科 目	単位
展 開 科 目	日本政治史	2
	社会思想史	2
	日本文化史	2
	日本経済史	2
	西洋経済史	2
	人文地理学Ⅰ	2
	人文地理学Ⅱ	2
	自然地理学Ⅰ	2
	自然地理学Ⅱ	2
	地誌Ⅰ	2
	地誌Ⅱ	2
	国際法	2
	国際政治論	2
	国際経済論	2
	倫理学概論	2
	社会福祉施設の人事・労務・財務管理とリスクマネジメント	1
	福祉士試験対策基礎講座Ⅰ	1
	福祉士試験対策基礎講座Ⅱ	1
	福祉士試験対策基礎講座Ⅲ	1
	福祉士試験対策基礎講座Ⅳ	1
	福祉士試験対策総合講座Ⅰ	1
	福祉士試験対策総合講座Ⅱ	1
	社会福祉士試験対策演習Ⅰ	1
	社会福祉士試験対策演習Ⅱ	1
	精神保健福祉士試験対策演習Ⅰ	1
	精神保健福祉士試験対策演習Ⅱ	1
	社会福祉特講Ⅰ	1
	社会福祉特講Ⅱ	1
	社会福祉特講Ⅲ	1
	社会福祉特講Ⅳ	1
専 門 演 習 科 目	専門演習ⅠA	①
	専門演習ⅠB	①
	専門演習ⅡA	①
	専門演習ⅡB	①
	卒業論文	④
自 由 科 目	教職論	2
	教育史	2
	教育課程論	2
	社会科・公民科教育法Ⅰ	2
	社会科・公民科教育法Ⅱ	2
	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2
	社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2
	道德教育の指導法	2
	特別活動の指導法	2
	教育方法論	2
	教育とICT活用	1
	生徒・進路指導論	2
	特別な教育的ニーズの理解とその支援	2
	総合的な学習の時間の指導法	2
	介護等体験指導	1
	学校インターンシップ（学校体験活動）	1
	教育実習（事前・事後指導）	1
	教育実習Ⅰ	4
	教育実習Ⅱ	2
	教職実践演習（中・高）	2

(3) 美術学部 (デザイン学科) 専門科目

単位○印は必修科目

科目 区分	授 業 科 目	単位	科目 区分	授 業 科 目	単位
基礎 科目 Ⅰ	デザイン概論Ⅰ	②	展 開 科 目	写真表現Ⅰ	2
	デザイン概論Ⅱ	②		写真表現Ⅱ	2
	デッサンⅠ	②		イラスト漫画概論Ⅰ	2
	デッサンⅡ	②		イラスト漫画概論Ⅱ	2
	基礎デザインⅠ	②		イラストレーション基礎Ⅰ	2
	基礎デザインⅡ	②		イラストレーション基礎Ⅱ	2
	平面構成Ⅰ	②		イラストレーションⅠ	2
	平面構成Ⅱ	②		イラストレーションⅡ	2
基礎 科目 Ⅱ	哲学	2		イラストレーションⅢ	2
	心理学	2		イラストレーションⅣ	2
	日本史	2		漫画Ⅰ	2
	外国史	2		漫画Ⅱ	2
	法学	2		漫画Ⅲ	2
	日本国憲法	2		漫画Ⅳ	2
	経済学	2		キャラクターデザインⅠ	1
	社会学	2		キャラクターデザインⅡ	1
	政治学	2		アニメーションⅠ	2
	環境学	2		アニメーションⅡ	2
	日本事情 ※外国人留学生対象科目	2		美術学特講Ⅰ	1
				美術学特講Ⅱ	1
基 幹 科 目	美術学概論Ⅰ	2		美術学特講Ⅲ	1
	美術学概論Ⅱ	2		美術学特講Ⅳ	1
	立体構成Ⅰ	2	専 門 演 習 科 目	専門研究ⅠA	②
	立体構成Ⅱ	2		専門研究ⅠB	②
	デッサンⅢ	2		専門研究ⅡA	②
	デッサンⅣ	2		専門研究ⅡB	②
	西洋美術史Ⅰ	2		卒業制作・研究	⑥
	西洋美術史Ⅱ	2	自 由 科 目	教職論	2
	色彩環境論	2		教育原理	2
	造形論	2		教育史	2
展 開 科 目	ビジュアルデザインⅠ	2		教育心理学	2
	ビジュアルデザインⅡ	2		教育行政学	2
	デジタルデザイン	2		教育課程論	2
	コンテンツデザイン	2		美術科教育法Ⅰ	2
	グラフィックデザインⅠ	2		美術科教育法Ⅱ	2
	グラフィックデザインⅡ	2		工芸科教育法Ⅰ	2
	エディトリアルデザインⅠ	2		工芸科教育法Ⅱ	2
	エディトリアルデザインⅡ	2		道德教育の指導法	2
	プロダクトデザインⅠ	2		特別活動の指導法	2
	プロダクトデザインⅡ	2		教育方法論	2
	プロダクトデザインⅢ	2		教育とICT活用	1
	プロダクトデザインⅣ	2		生徒・進路指導論	2
	WEBデザインⅠ	2		教育相談 (カウンセリングを含む。)	2
	WEBデザインⅡ	2		特別な教育的ニーズの理解とその支援	2
	CG技法研究Ⅰ	2		総合的な学習の時間の指導法	2
	CG技法研究Ⅱ	2		介護等体験指導	1
	図学	2		学校インターンシップ (学校体験活動)	1
	映像表現Ⅰ	2		教育実習 (事前・事後指導)	1
	映像表現Ⅱ	2		教育実習Ⅰ	4
	絵画	2		教育実習Ⅱ	2
	洋画	2		教職実践演習 (中・高)	2
	日本画	2			
	技法・材料研究	2			
	工芸実習Ⅰ	2			
	工芸実習Ⅱ	2			
	工芸実習Ⅲ	2			
	工芸実習Ⅳ	2			
	彫刻Ⅰ	2			
	彫刻Ⅱ	2			
	彫刻Ⅲ	2			
	彫刻Ⅳ	2			
	東洋・日本美術史Ⅰ	2			
	東洋・日本美術史Ⅱ	2			

(4) 美術学部(建築学科) 専門科目

単位○印は必修科目

科目 区分	授 業 科 目	単位	科目 区分	授 業 科 目	単位
基礎 科目 Ⅰ	基本製図	②	展 開 科 目	職業指導	2
	建築設計製図	②		ユニバーサルデザイン演習	2
	建築史	②		施工管理技士演習Ⅰ	1
	建築計画Ⅰ	②		施工管理技士演習Ⅱ	1
	建築設備	②		一級対策製図Ⅰ	2
	建築構造力学Ⅰ	②		一級対策製図Ⅱ	2
	建築システム論	②		一級建築士演習Ⅰ	1
	建築材料	②		一級建築士演習Ⅱ	1
	建築法規Ⅰ	②		一級建築士演習Ⅲ	1
				一級建築士演習Ⅳ	1
基礎 科目 Ⅱ	哲学	2		二級対策製図Ⅰ	2
	心理学	2		二級対策製図Ⅱ	2
	日本史	2		二級建築士演習Ⅰ	1
	外国史	2		二級建築士演習Ⅱ	1
	法学	2		二級建築士演習Ⅲ	1
	日本国憲法	2		二級建築士演習Ⅳ	1
	経済学	2		アクションプログラムⅠ	1
	社会学	2		アクションプログラムⅡ	1
	政治学	2		アクションプログラムⅢ	1
	環境学	2		建築学特講Ⅰ	1
	日本事情 ※外国人留学生対象科目	2		建築学特講Ⅱ	1
				建築学特講Ⅲ	1
基幹 科目	建築設計演習Ⅰ	2		建築学特講Ⅳ	1
	建築設計演習Ⅱ	2	専 門 演 習 科 目	建築研究Ⅰ	①
	建築計画Ⅱ	2		建築研究Ⅱ	①
	建築環境Ⅰ	2		建築研究Ⅲ	①
	建築構造力学Ⅱ	2		建築研究Ⅳ	①
	建築構造力学Ⅲ	2		卒業研究	⑥
	鉄筋コンクリート構造	2	自 由 科 目	教職論	2
	鋼構造	2		教育原理	2
	建築材料実験	1		教育史	2
	建築施工	2		教育心理学	2
	建築生産	2		教育行政学	2
	福祉環境計画論	2		教育課程論	2
	北国の建築と住まい	2		工業科教育法Ⅰ	2
	建築法規Ⅱ	2		工業科教育法Ⅱ	2
	都市計画	2		道德教育の指導法	2
	図学(建築図学を含む)	2		特別活動の指導法	2
	CAD演習Ⅰ	1		教育方法論	2
展 開 科 目	建築設計演習Ⅲ	2		教育とITC活用	1
	建築設計演習Ⅳ	2		生徒・進路指導論	2
	住宅設計演習Ⅰ	2		教育相談(カウンセリングを含む。)	2
	住宅設計演習Ⅱ	2		特別な教育的ニーズの理解とその支援	2
	建築環境Ⅱ	2		総合的な学習の時間の指導法	2
	建築積算	2		介護等体験指導	1
	建築法規Ⅲ	2		学校インターンシップ(学校体験活動)	1
	建築法規Ⅳ	2		教育実習(事前・事後指導)	1
	CAD演習Ⅱ	2		教育実習Ⅰ	4
	CAD演習Ⅲ	1		教育実習Ⅱ	2
	測量学	1		教職実践演習(中・高)	2
	建築の職能と倫理	2			
	建築表現Ⅰ	1			
	建築表現Ⅱ	1			
	建築表現Ⅲ	1			
	建築表現Ⅳ	1			
	建築士のための基礎数学	2			
	プレゼンテーションツール	1			
	色彩環境論	2			
	インテリアデザインⅠ	2			
	インテリアデザインⅡ	2			
	デザイン概論	2			
	応用数学	2			
	応用物理	2			

(5) 経営学部(経営学科) 専門科目

単位○印は必修科目

科目 区分	授 業 科 目	単位	科目 区分	授 業 科 目	単位
基礎 科目 Ⅰ	経営学総論	②	展開 科目	障がい者スポーツⅠ	2
	経営情報論	②		障がい者スポーツⅡ	1
	簿記論	②		レクリエーション概論	2
	マーケティング論	②		スポーツ原理	2
	財務分析論	②		体育史	2
	経済学概論	②		運動学(運動方法学を含む。)	2
基礎 科目 Ⅱ	哲学	2		学校保健	2
	心理学	2		生理学	2
	日本史	2		衛生学及び公衆衛生学	2
	外国史	2		精神保健Ⅰ	2
	法学	2		精神保健Ⅱ	2
	日本国憲法	2		体づくり運動	1
	経済学	2		器械運動	1
	社会学	2		陸上競技	1
	政治学	2		水泳	1
	環境学	2		球技Ⅰ(バスケットボール)	1
基幹 科目	日本事情 ※外国人留学生対象科目	2		球技Ⅱ(バレーボール)	1
	経営組織論	2		球技Ⅲ(バドミントン)	1
	経営管理論	2		球技Ⅳ(ソフトボール)	1
	経営戦略論	2		球技Ⅴ(ラグビー)	1
	中小企業論	2		球技Ⅵ(サッカー)	1
	コーポレートファイナンス論	2		ダンス	1
	管理会計論	2		柔道	1
	マクロ経済学	2		ソーシャルワークの基盤と専門職	2
	ミクロ経済学	2		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2
	会社法	2		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2
	ICTスキル演習Ⅰ	2		福祉サービスの組織と経営	2
	公共マネジメント論	2		カウンセリング論	2
	スポーツマネジメント論	2		教育相談(カウンセリングを含む。)	2
	スポーツ経営管理論	2		経営学特講Ⅰ	1
	スポーツ社会学	2		経営学特講Ⅱ	1
	スポーツ文化論	2		経営学特講Ⅲ	1
展開 科目	スポーツビジネス論	2		経営学特講Ⅳ	1
	コミュニケーション論	2	専門 演習 科目	専門演習ⅠA	①
	グローバルビジネスⅠ	2		専門演習ⅠB	①
	グローバルビジネスⅡ	2		専門演習ⅡA	①
	ビジネスリサーチⅠ	2		専門演習ⅡB	①
	ビジネスリサーチⅡ	2		卒業論文	④
	ビジネスリサーチ演習Ⅰ	2	自由 科目	教職論	2
	ビジネスリサーチ演習Ⅱ	2		教育原理	2
	アントレプレナーシップⅠ	2		教育史	2
	アントレプレナーシップⅡ	2		教育心理学	2
	アントレプレナーシップⅢ	2		教育行政学	2
	日本経済史	2		教育課程論	2
	西洋経済史	2		商業科教育法Ⅰ	2
	観光マネジメント論	2		商業科教育法Ⅱ	2
	ホテルマネジメント論	2		保健体育科教育法Ⅰ	2
	ビジネス英語	2		保健体育科教育法Ⅱ	2
	ビジネス心理学	2		保健体育科教育法Ⅲ	2
	まちづくり論	2		保健体育科教育法Ⅳ	2
	地域政策論	2		道徳教育の指導法	2
	職業指導	2		特別活動の指導法	2
	ICTスキル演習Ⅱ	2		教育方法論	2
	スポーツ行政学	2		教育とICT活用	1
	スポーツ心理学	2		生徒・進路指導論	2
	スポーツ生理学	2		特別な教育的ニーズの理解とその支援	2
	スポーツ指導論	2		総合的な学習の時間の指導法	2
	スポーツ医学	2		介護等体験指導	1
	スポーツと栄養	2		学校インターンシップ(学校体験活動)	1
	スポーツとヘルスケア	2		教育実習(事前・事後指導)	1
	トレーニング科学Ⅰ	2		教育実習Ⅰ	4
	トレーニング科学Ⅱ	2		教育実習Ⅱ	2
	コーチング方法論	2		教職実践演習(中・高)	2

学 則 別 表 1-2

<授業科目の履修方法>

(1)社会福祉学部社会福祉学科

科目区分・科目群			必修	選択必修	卒業要件		備 考
共通教育科目	修 学 基 礎 教 育 科 目	修 学 基 礎	5		5	30	5単位以上 (必修5単位)
		キャリア支援	4		4		4単位以上 (必修4単位)
		健康とスポーツ	3		3		必修3単位
	外 国 語 基 礎 教 育 科 目	英 語	2	2	4		4単位以上 (必修2単位、選択必修2単位)
		そ の 他 言 語					
	情 報 ・ 数 理 基 礎 教 育 科 目	情報リテラシー	4	2	6		6単位以上 (必修4単位、選択必修2単位)
		数 理 基 礎					
	サブメジャー科目						
小 計		18	4	22	22単位以上		
専門科目	基礎科目Ⅰ	11		11	必修11単位		
	基礎科目Ⅱ		4	4	4単位以上(選択必修)		
	基礎幹科目		24	24	24単位以上(選択必修)		
	展開科目		25	25	25単位以上(選択必修)		
	専門演習	8		8	必修8単位		
	小 計	19	53	72	72単位以上		
合 計			37	57	124		124単位以上 共通教育科目：22単位以上 専門科目：72単位以上 ※30単位は共通教育科目 又は専門科目より自由選択

(2)美術学部デザイン学科

科目区分・科目群			必修	選択必修	卒業要件		備 考
共通教育科目	修学基礎教育科目	修学基礎	5		5	30	5単位以上 (必修5単位)
		キャリア支援	4		4		4単位以上 (必修4単位)
		健康とスポーツ	3		3		必修3単位
	外国語基礎教育科目	英語	2	2	4		4単位以上 (必修2単位、選択必修2単位)
		その他言語					
	情報・数理基礎教育科目	情報リテラシー	4	2	6		6単位以上 (必修4単位、選択必修2単位)
		数理基礎					
	サブメジャー科目						
小 計		18	4	22	22単位以上		
専門科目	基礎科目Ⅰ		16		16	必修16単位	
	基礎科目Ⅱ			4	4	4単位以上(選択必修)	
	基礎幹科目			14	14	14単位以上(選択必修)	
	展開科目			24	24	24単位以上 (選択必修)	
	専門演習		14		14	必修14単位以上	
	小 計		30	42	72	72単位以上	
合 計			48	46	124		124単位以上 共通教育科目：22単位以上 専門科目：72単位以上 ※30単位は共通教育科目 又は専門科目より自由選択

(3)美術学部建築学科

科目区分・科目群			必修	選択必修	卒業要件		備 考
共通教育科目	修学基礎教育科目	修学基礎	5		5	30	5単位以上 (必修5単位)
		キャリア支援	4		4		4単位以上 (必修4単位)
		健康とスポーツ	3		3		必修3単位
	外国語基礎教育科目	英語	2	2	4		4単位以上 (必修2単位 選択必修2単位)
		その他言語					
	情報・数理基礎教育科目	情報リテラシー	4	2	6		6単位以上 (必修4単位 選択必修2単位)
		数理基礎					
	サブメジャー科目						
小 計		18	4	22	22単位以上		
専門科目	基礎科目Ⅰ		18		18	必修18単位	
	基礎科目Ⅱ			4	4	4単位以上(選択必修)	
	基幹科目			24	24	24単位以上 (選択必修)	
	展開科目			16	16	16単位以上 (選択必修)	
	専門演習		10		10	必修10単位以上	
	小 計		28	44	72	72単位以上	
合 計			46	48	124	124単位以上 共通教育科目：22単位以上 専門科目：72単位以上 ※30単位は共通教育科目 又は専門科目より自由選択	

(4)経営学部経営学科

科目区分・科目群			必修	選択必修	卒業要件	備 考
共通教育科目	修学基礎教育科目	修学基礎	5		5	30 5単位以上（必修5単位） 4単位以上（必修4単位） 必修3単位 4単位以上（必修2単位、選択必修2単位） 6単位以上（必修4単位、選択必修2単位） 22単位以上 必修12単位 4単位以上（選択必修） 24単位以上（選択必修） ※スポーツマネジメントコースは学則第28条第8項に基づく5科目10単位必修（選択必修14単位） 24単位以上（選択必修） 必修8単位 72単位以上
		キャリア支援	4		4	
		健康とスポーツ	3		3	
	外国語基礎教育科目	英語	2	2	4	
		その他言語				
	情報・数理基礎教育科目	情報リテラシー	4	2	6	
		数理基礎				
	サブメジャー科目					
小 計		18	4	22		
専門科目	基礎科目Ⅰ	12		12		
	基礎科目Ⅱ		4	4		
	基 幹 科 目		24	24		
	展開科目		24	24		
	専門演習	8		8		
	小 計		20	52	72	
	合 計		38	56	124	

学 則 別 表 2

区 分	一般(年齢55歳未満)の科目等履修生および委託生	本学卒業生並びに一般(年齢55歳以上)の科目等履修生および委託生	備 考
検 定 料	10,000円	10,000円	履修期間の終了者が次年度に引き続き履修を希望する場合の検定料は、1年を限度に免除する。
入 学 金	本学則第44条の入学金の2分の1とする。	本学則第44条の入学金の4分の1とする。	履修期間の終了者が次年度に引き続き科目等履修生および委託生となる場合の入学金は、1年を限度に免除する。
科目等履修料	1単位 15,000円	1単位 7,500円	
実験実習料	実 費	実 費	

2. 研究生の検定料、入学金および研究指導料

区 分	一般の研究生	本学卒業生の研究生	備 考
検 定 料	10,000円	10,000円	在学期間の満了者が次年度に引き続き研究指導を希望する場合の検定料は、1年を限度に免除する。
入 学 金	本学則第44条の入学金の2分の1とする。	本学則第44条の入学金の4分の1とする。	在学期間の満了者が次年度に引き続き研究指導を希望する場合の入学金は、1年を限度に免除する。
研究指導料	100,000円	50,000円	研究期間が半年の場合は、半額とする。

学 則 別 表 3

(単位：円)

	入 学 検定料	入学金	授 業 料			休学在籍料	
			前期	後期	年額	年額	半期
社会福祉学部	35,000	240,000	540,000	540,000	1,080,000	100,000	50,000
美 術 学 部	35,000	240,000	715,000	715,000	1,430,000	100,000	50,000
経 営 学 部	35,000	240,000	540,000	540,000	1,080,000	100,000	50,000

学 則 別 表 4

<学部、学科の教育研究上の目的>

学部・学科	教育研究上の目的
社会福祉学部 社会福祉学科	少子高齢化、グローバル化、第4次産業革命による産業構造の変化、そして価値観の多様化が急速に進み、先行きの予測が困難な複雑で変化の激しい現代社会において、共生社会の実現に資する幅広い豊かな教養と社会福祉学の素養に裏づけられた柔軟な思考、総合的で的確な判断とそれにもとづく迅速な行動ができる論理的な分析力に裏づけられた人間の尊厳と社会的正義を尊重する倫理観のある人材を養成する。 さらに、地域社会とのつながりを重視し、広く生涯学習の拠点として、社会福祉に関連した分野等についての知識を還元する役割を果たすとともに、研究機関として、関連業界、地域および社会が直面する福祉的課題の発見とその解決に取り組み、教育と研究を通じて共生社会の実現に貢献することを使命とする。
美術学部 デザイン学科	少子高齢化、グローバル化、第4次産業革命による産業構造の変化、そして価値観の多様化が急速に進み、先行きの予測が困難な複雑で変化の激しい現代社会において、共生社会の実現に資する幅広い豊かな教養とデザイン学の素養に裏づけられた柔軟な思考、総合的で的確な判断とそれにもとづく迅速な行動ができる論理的な分析力に裏づけられた感受性豊かで想像力、表現力や創造力のある人材を養成する。 さらに、地域社会とのつながりを重視し、広く生涯学習の拠点として、デザインに関連した分野等についての知識を還元する役割を果たすとともに、研究機関として、関連業界、地域および社会が直面するデザインの課題の発見とその解決に取り組み、教育と研究を通じて共生社会の実現に貢献することを使命とする。
美術学部 建築学科	少子高齢化、グローバル化、第4次産業革命による産業構造の変化、そして価値観の多様化が急速に進み、先行きの予測が困難な複雑で変化の激しい現代社会において、共生社会の実現に資する幅広い豊かな教養と建築学の素養に裏づけられた柔軟な思考、総合的で的確な判断とそれにもとづく迅速な行動ができる論理的な分析力に裏づけられた感受性豊かで想像力、表現力や創造力のある人材を養成する。 さらに、地域社会とのつながりを重視し、広く生涯学習の拠点として、建築に関連した分野等についての知識を還元する役割を果たすとともに、研究機関として、関連業界、地域および社会が直面する建築的課題の発見とその解決に取り組み、教育と研究を通じて共生社会の実現に貢献することを使命とする。
経営学部 経営学科	少子高齢化、グローバル化、第4次産業革命による産業構造の変化、そして価値観の多様化が急速に進み、先行きの予測が困難な複雑で変化の激しい現代社会において、共生社会の実現に資する幅広い豊かな教養と経営学の素養に裏づけられた柔軟な思考、総合的で的確な判断とそれにもとづく迅速な行動ができる論理的な分析力に裏づけられた実務処理能力のある人材を養成する。 さらに、地域社会とのつながりを重視し、広く生涯学習の拠点として、経営（マネジメント）に関連した分野等についての知識を還元する役割を果たすとともに、研究機関として、関連業界、地域および社会が直面する経営（マネジメント）的課題の発見とその解決に取り組み、教育と研究を通じて共生社会の実現に貢献することを使命とする。